

## ものづくり魅力発信助成金交付要綱

全部改正 令和元年5月22日 経も第65号

最近改正 令和4年4月27日 経も第80号

### (目的)

第1条 この要綱は、市内中小製造業者のものづくりに対する住民の理解促進及び児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成のために実施する取組に対し、その活動経費の一部を助成することにより、ものづくりの魅力向上・発信に寄与することを目的とする。

2 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (名称)

第2条 この助成金の名称は「ものづくり魅力発信助成金」（以下「助成金」という。）とする。

### (定義)

第3条 この要綱における「中小製造業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であり、かつ、その主たる事業が日本標準産業分類の「大分類E—製造業」に該当する業種をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）を除く。

- (1) 一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している中小企業者
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
- (3) 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

### (助成対象者)

第4条 助成対象者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所（研究部門））を置く中小製造業者であり、2者以上の事業者（以下「団体」という。）で申請する場合は、その構成員のうち2分の1以上が横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所（研究部門））を置く中小製造業者であること。
- (2) 申請者（団体の場合にあつては、代表企業等）が市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (3) 構成員のうち2分の1以上が、本助成金の交付を申請する他の団体の構成員を占めていないこと。

2 次の各号に該当する場合は、助成対象者とししない。

- (1) 申請年度において本助成金の交付を受けたもの
- (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの、又はその構成員が申請者又は申請団体にいる場合。

(3) その他市長が適当でないとするもの

#### (助成対象事業)

第5条 本助成金の交付の対象となる事業は、助成対象者が主催し、横浜市内で行う事業かつ自主的な非営利の事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。(オンラインイベント、オンラインワークショップ等のオンラインで実施されるものを含む。)

(1) ものづくりに対する住民等の理解促進又は魅力向上に資する事業

(2) 小・中学校の児童・生徒を主たる対象とした将来のものづくり人材の育成に資する事業

2 前項に掲げる事業のほか、本助成金の目的に資すると市長が認めるものについては、助成対象事業とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としない。

(1) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業

(2) 事業の全てを委託する事業

(3) 政治活動又は宗教活動に関する事業

(4) 申請者(団体の構成員を含む。)の自社製品、サービスなどを販売・広報する事業

(5) 参加者から料金等を徴し、利益を求める事業

(6) 年間を通して行われるなど継続的な事業

(7) 本市の他の助成金及び国、都道府県、その他の地方公共的団体等から、他の制度による助成金の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業

(8) その他市長が適当でないとする事業

#### (助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、前条第1項及び第2項に定める事業のうち、別表1に定めるところにより、第14条に定める事業実績報告の日までに契約、取得、実施等及び支払が全て完了したもの(以下「助成対象経費」という。)とする。

2 前項に定める経費には、消費税及び地方消費税相当額並びに振込手数料は含まないこととする。

3 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは対象経費から除外する。

4 助成対象経費の支払先が、助成対象者及び助成対象団体の構成員又は構成員の属する企業等である場合は、対象外とする。

#### (助成率及び助成限度額等)

第7条 助成率及び助成限度額は、助成対象経費の2分の1の額又は10万円のうちいずれか少ない額とする。

2 前項の助成金額の算出に当たり、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項に定める助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(交付制限)

第8条 同一の助成対象者が、本助成金の交付を受けることができる回数は1年度において1回まで、複数年度を通算して2回までとし、団体の交付制限は第4条第1項第3号の規定を準用する。この場合において、同号に「本助成金の交付を申請する他の団体」とあるのは、「本助成金の交付を前年度に受けた他の団体」と読み替えて適用するものとする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を紙により添付等して、事業を開始する前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) ものづくり魅力発信助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (3) 申請者（団体の場合にあつては、代表企業等）の発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等の写し（個人事業主の場合は、法務局へ申請した商号登記に関する登記事項証明書（登記簿）の写し又は個人事業主として税務署へ提出した開業届の本人控えの写し）
- (4) 申請者（団体の場合にあつては、代表企業等）の定款、規約又は会則等の写し
- (5) 企業等（団体の場合にあつては、全ての構成企業等）の概要がわかる書類（パンフレット又は会社案内等）
- (6) 申請者（団体の場合にあつては、代表企業等）の直近1年分の横浜市税（法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書の写し（個人事業主の場合は個人の納税証明書の写し）
- (7) 前号のうち、非課税分の税については、非課税確認同意書（第3号様式）
- (8) 助成対象経費の金額が確認できる書類（見積書、料金表、パンフレット等）
- (9) 事業概要がわかる書類（チラシ等又は別に作成した事業概要書）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、省略させることができる。

(交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合はものづくり魅力発信助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付の場合はものづくり魅力発信助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

3 市長は、補助金規則第7条第4号の規定に基づき、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第11条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前条第2項に定める交付決定通知書の交付を受けた後に、次の各号に掲げる理由により助成金交付申請の取下げを行う

場合には、ものづくり魅力発信助成金交付申請取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。
- (2) 交付申請した事業の遂行が困難なとき。

2 前項に規定する助成金交付申請の取下げは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 助成金交付申請の取下げの期日は、原則として交付対象者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りでない。
- (2) 市長は、前項の規定による交付申請取下届が提出されたときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、取り消すものとする。

3 市長は、前項第2号による交付決定の取消しをするときは、ものづくり魅力発信助成金交付決定取消及び返還通知書（第13号様式）により申請者に通知する。

#### （事業内容の変更）

第12条 交付対象者は、助成対象となる事業、経費等に変更がある場合は、速やかに、かつ、市長が定める日までにものづくり魅力発信助成金事業内容変更申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業内容変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認める場合には、ものづくり魅力発信助成金変更承認通知書（第8号様式）により、不相当と認める場合には、ものづくり魅力発信助成金変更不承認通知書（第9号様式）により、それぞれ交付対象者に通知するものとする。
- 3 市長は前項の承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 4 計画の変更により事業実施金額が増額となった場合であっても、当初決定額を上限として助成金を交付する。

#### （調査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、助成対象事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告をさせることができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査等により、交付対象者が助成金交付決定の条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとらせることができる。
- 3 交付対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

#### （実績報告）

第14条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して60日以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を紙で添付等して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第10号様式）
- (2) 助成対象経費の支出を証明する書類の写し（請求書及び領収書等又は振込が証明できる預金通帳の写し等）

(3) 事業の実施状況を撮影した写真又は成果品等の写真等

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第 14 条第 3 項第 3 号に定める、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける助成対象者の資産及び負債に関する事項を記載した書類は、添付を省略させることができる。

#### (助成金の交付額確定)

第 15 条 市長は、前条に定める実績報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金額を確定して、ものづくり魅力発信助成金交付額確定通知書（第 11 号様式）により交付金額及び交付条件を通知するものとする。ただし、交付確定額は、第 10 条第 2 項により通知した助成金の決定額を上回ることができない。

2 助成金の交付額確定に当たり、助成対象経費の減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって助成金額の算出を行う。

#### (助成金の請求等)

第 16 条 前条の交付額確定通知を受けた交付対象者は、速やかに、ものづくり魅力発信助成金交付請求書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

#### (交付決定の取消及び助成金の返還)

第 17 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 助成金の交付条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

(4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消すときは、ものづくり魅力発信助成金交付決定取消及び返還通知書（第 13 号様式）により申請者に通知する。

4 市長は、交付対象者が第 1 項各号に該当した場合、申請者（団体の場合にあつては、代表企業等）の名称、及びその内容を公表することができる。

5 市長は、申請者が第 1 項の規定に基づく取消決定を受けてから 2 年を経過しない場合は、本助成金の交付申請を受け付けない。

#### (加算金及び延滞金)

第 18 条 前条の規定により、市長が助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、助成金の返還を命じたときは、交付対象者は助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 第 1 項及び第 3 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（警察本部等への確認）

第 19 条 市長は、必要に応じ助成対象者等の構成員等についての、第 4 条第 2 項第 2 号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ助成対象者等の代表者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

（関係書類の保存期間）

第 20 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

（公表）

第 21 条 本助成金の交付を受けた申請者等の概要（団体名、企業名、会員企業名等）、交付年度、活動内容の概要、助成金額等は公表できるものとする。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、全部改正前の「チームdeものづくり」応援事業 補助金交付要綱及び住工共生活動応援事業補助金交付要綱に基づき行った交付決定による交付等の手続等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

別表1 (第5条第1項及び第6条関係) 助成対象経費

事業内容	経費区分	適用	備考	
(1) ものづくりに対する住民等の理解促進又は魅力向上に資する事業	報償費	講師等への謝金、出演料等	事業に見合った講師料であること。	
	旅費	講師等の交通費	申請者（団体の構成員を含む。）の視察等の旅費は対象外	
	消耗品費	周知等に必要なチラシ類の用紙代、材料代、案内看板等の製作費、イベント来場者に無料で配布する記念品等（チラシ等であらかじめ周知してあるもの）、スタッフ用被服費	事業に見合った数量であること。事務用品等の汎用的な消耗品は対象外	
	燃料費	プロパンガス等の燃料、発電機用のガソリン等	事業用として明確に区分できないものは対象外	
	食糧費	参加者に無料で提供する飲食料等	酒類は対象外 申請者（団体の構成員を含む。）のスタッフに提供される飲食料等は対象外	
	(2) 小・中学校の児童・生徒を主たる対象とした将来のものづくり人材の育成に資する事業	印刷製本費	ポスター、チラシ、会議資料等印刷代	事業に見合った数量であること。
		光熱水費	助成対象事業の実施に必要なガス、水道、電気代等	事業用として明確に区分できないものは対象外
		通信運搬費	郵送料（切手は郵送枚数、郵送先、郵送理由を明記）	
		広告料	新聞折り込み費用等	事業に見合った数量であること。
		保険料	損害・賠償責任保険料、傷害保険料等	
	委託料	会場設営委託料、会場警備委託料等 オンラインイベント、サービスの構築委託費		
	使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料、備品レンタル料、音響機材レンタル料等		

(備考)



- 1 助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費を対象とする。
- 2 備品や音響機材、オンラインイベントの実施機材等を購入する費用は対象外とする。
- 3 申請者の自社（団体にあつては、構成員全てをいう。）製品、サービス、人件費に対する費用は除く。